



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和2年6月9日

【照会先】 秋田労働局健康安全課
課長 佐々木 一幸
主任安全専門官 佐藤 幸生
(電話) 018-862-6683

令和元年における労働災害の発生状況

秋田労働局（局長 甲斐三照）は、令和元年（1月～12月）の労働災害発生状況を別紙のとおり取りまとめました。

概要は、次のとおりです。

（概要）

1 死傷者数の減少が小幅にとどまる

秋田県内における令和元年の労働災害による死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は、1,088人で、平成30年（以下「前年」という。）と比較して6.7%減少しましたが、前年に引き続き1,000人を超える結果となりました。《資料1、2》

業種別の死傷者数は、製造業が219人と最も多く、次いで建設業が209人、商業が194人、保健衛生業が126人などとなっています。

令和元年の死傷者数を前年と比較すると、運輸交通業が26.8%減、次いで接客娯楽業が20.3%減、清掃・と畜業が19.6%減となっており、減少幅に差はあるものの、ほとんどの業種で減少しています。

また、事故の型別では、転倒災害は270人で、前年より51人減少したほか、高温・低温の物との接触による災害、飛来・落下災害、崩壊・倒壊による災害が前年より小幅ながら減少している状況にあります。《資料5》

2 死亡者数は5人と過去最少

労働災害による死亡者数（死傷者数の内数。以下同じ。）は5人で、前年より8人減少し、災害統計が残っている昭和33年以降、過去最少となりました。業種別の死亡者数は、商業が2人、次いで建設業、運輸交通業及び農業がそれぞれ1人となっています。《資料4》

3 転倒災害防止対策及び就業構造の変化等に対応した対策の推進

令和元年の労働災害による死傷者数のうち、転倒災害による死傷者数が全体の約25%を占め、冬季に多発していることから、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配布など啓発活動を展開します。

また、商業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業は死傷者数が増加傾向にあることから、複数の店舗・施設を展開する企業等に対して本社等を含め災害発生事業場の指導を実施します。さらに、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知指導など、13次防の目標達成に向け取り組んでいきます。《資料3、7》

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

（1）全業種合計

《資料1》

令和元年の労働災害による死傷者数は、1,088人で、前年に比べ78人（6.7%）減少しました。

近年（平成22年以降、以下同じ。）は増減を繰り返しながら微減の傾向を示していましたが、昨年は前年の1,166人より減少したものの、1,000人を超える結果となりました。

一方、死亡者数は、近年、8～22人の範囲で増減を繰り返していましたが、令和元年は5人で、前年の13人から8人減少しました。災害統計が残っている昭和33年以降、過去最少となりました。

（2）主要業種別の発生状況

《資料2、3》

主要業種ごとに発生状況をみると、製造業219人（災害全体の20.1%）、建設業209人（19.2%）、商業194人（17.8%）、保健衛生業126人（11.6%）などとなっています。

製造業の死傷者数は、平成28年以降の各年で主要業種別の最多となっており、昨年は219人（前年比11.3%減）で、近年は200人を境に増減を繰り返していましたが、平成28年以降増加傾向にあります。このうち、木材・木製品製造業は36人（33.3%減）で減少幅が最も大きくなっています。

建設業は209人（3.7%減）と僅かに減少しました。死傷者数は増減を繰り返しながら近年は減少傾向にあります。死亡者数は1人（前年比6人減）と近年では最少となりました。

商業は194人（2.5%減）と僅かに減少しました。近年は長期的には、増減を繰り返しています。死亡者数は2人で平成28年以降の3年ぶりの発生となりました。

保健衛生業（病院、社会福祉施設など）は126人（0.8%減）でほぼ変わらず。介護施設など社会福祉施設の事業者数、就業者数が増加していることもあり、死傷者数は増加傾向にあります。

運輸交通業は93人（26.8%減）と前年から大幅に減少し、例年並みの件数になっています。このうち、道路貨物運送業で81人（87.1%）を占めています。死亡者数は1人で平成29年以降、2年ぶりの発生となりました。

林業は41人（前年比5.1%増）と前年から増加しました。死亡者数0人は平成26年以降となります。

2 労働災害の類型（事故の型別、年齢別）

（1）事故の型別分類

《資料5、6》

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、転倒災害270人（災害全体の24.8%）、墜落・転落災害185人（17.0%）、動作の反動・無理な動作による災害128人（11.8%）、④はさまれ・巻き込まれ災害115人（10.6%）、切れ・こすれ災害100人（9.2%）などとなっています。

○転倒災害

事業場の通路などでの「転倒」による死傷者数は270人で、前年から51人減少しているものの、災害全体の中で最も多い事故の型となっています。

業種別にみると、商業が85人で最も多く発生しており、次いで製造業45人、保健衛生業43人などとなっています。

また、発生時期をみると、1月51人、2月48人、3月17人、12月31人となっており、合計147人がこの4か月間に被災し、転倒災害全体の5割強を占めています。冬季（12月～3月、以下同じ。）には、事業場の屋外通路や駐車場における転倒災害が多く発生していることが積雪地域である秋田県の特徴となっています。なお、冬季以外の時期においても毎月15人前後の転倒災害が発生しています。

転倒災害により30日以上休業を要する災害は176人で全体の65.2%を占めています。

○墜落・転落災害

高所からの「墜落・転落」による死傷者数は185人で、このうち、建設業が79人と全体の42.7%を占めています。その中で、木造家屋建築工事業で41人と多発しているのが特徴です。次に多いのが運輸交通業の33人で、うち、25人がトラックの荷台からの墜落・転落によるものです。

○動作の反動・無理な動作による災害

「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は128人で、前年の123人から増加しました。その多くは重量物を無理に持ち上げたり、支えたりする際の災害性腰痛で、業種別では社会福祉施設を含む保健衛生業で40人と最も多く、続いて商業、運輸交通業で多く発生しています。

○はさまれ・巻き込まれ災害

動力機械等での「はさまれ・巻き込まれ」による死傷者数は115人で、前年から5人増加しました。このうち、製造業で52人と全体の45.2%を占めており、食品加工用機械や木材加工用機械等による災害が多く発生しています。

○切れ・こすれ災害

「切れ・こすれ」による死傷者数は100人で、様々な業種で発生していますが、木材加工用機械や食品加工用機械、建築工事現場での電動工具などによる災害が発生しています。また、食料品製造業や小売業などにおいては、食品加工用機械のほかに包丁などにより手指を切創する災害も多く発生しています。

(2) 年齢別発生状況

《資料6》

死傷者を年齢構成別にみると、「60歳以上」307人（28.2%）、「50～59歳」275人（25.3%）、「40～49歳」222人（20.4%）などとなっており、50歳以上の死傷者数が全体の半数以上を占めています。

特に、60歳以上の高齢者の死傷者数は、平成22年以降増加傾向にあります。

健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢者が職場においてより大きな役割を担う中、各職場においては、高齢者の特質を踏まえた安全衛生対策の取組が課題となっています。

3 令和2年度の秋田労働局における取組

秋田労働局では、秋田県内における近年の労働災害の発生状況を踏まえ、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第13次労働災害防止計画」（「13次防」という。）を策定し、平成30年4月から取組を進めています。

令和2年度においては、重篤な災害が多く発生している建設業、林業及び製造業の重点業種に対し、死亡災害の撲滅及び災害減少を目指した対策を推進するほか、業種を問わず広く発生し死傷者数で最多となっている転倒災害防止対策、労働災害が増加している商業、保健衛生業及び接客娯楽業などの第三次産業対策、運輸交通業の荷役

作業時の災害防止対策に取り組みます。

また、労働災害全体の約 3 割を占める高年齢労働者の労働災害防止対策を推進し、高年齢労働者が安全に安心して働ける職場環境の形成に取り組みます。

建設業に対しては、墜落・転落災害の防止措置の遵守徹底を図るとともに、特に足場からの墜落・転落災害を防止するため「足場からの墜落・転落災害防止推進要綱」に基づいたより安全な措置等の一層の促進を図ります。

また、車両系建設機械災害や土砂崩壊災害を防止するため、現場での安全管理の徹底など現場への指導を強化します。併せて、木造家屋建築工事業の事業者などに対する安全講習会や災害防止団体と連携した合同パトロールを実施するほか、安全衛生経費に配慮した発注の促進等発注機関とも連携を図ります。

林業に対しては、死亡災害の多くがかかり木の処理等を含め伐木作業中の災害となっていることから、改正された「チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン」などに基づく基本的な安全作業手順の徹底等を災害防止団体等と連携し周知・指導します。

製造業に対しては、死傷者数の約 4 割を占める「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害等を防止するため、災害を発生させた機械を使用する事業者に対して、接触防止措置の徹底等再発防止対策の構築について指導を実施します。

転倒災害は、冬季に多発していることから、災害防止団体等と連携した広報や啓発ポスターの配布など凍結路面での転倒防止を中心とした啓発活動を展開します。

死傷者数が増加している第三次産業に対しては、複数の店舗、施設を展開する企業・法人傘下の事業場で災害が多く発生しており、本社等主導による自主的安全衛生活動の取組を店舗・施設を含めた企業・法人全体で行うことが有効であることから、多店舗展開する企業の本社等に対し、自主的な安全衛生管理活動の促進などの取組の指導を強化します。

運輸交通業に対しては、荷役作業時の災害防止対策の徹底について「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき指導するほか、荷主に対しても取組の促進を図ります。

高年齢労働者の労働災害防止対策については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を周知し、指導を行います。

【添付】

- 資料 1 「労働災害発生状況の推移（秋田県、全国）」
- 資料 2 「令和元年労働災害発生状況（確定値）」
- 資料 3 「主要業種別死傷者数の推移（平成 22 年以降）」
- 資料 4 「令和元年死亡災害発生状況」（確定）
- 資料 5 「事故の型別発生状況等」
- 資料 6 「業種別災害発生状況等」
- 資料 7 「エイジフレンドリーガイドライン」